

委 託 設 計 書						委託方法	請 負	
所属部課名		街づくり部 みどりと花の課		設計年月日		令和 8年 1月 日		
部長	審議監	課長	補佐	補佐	担当	担当	担当	設計者
委託名称		街路樹マス除草及び低木刈込み委託(中央地区)						
委託場所		松戸市中央地区						
年度科目		令和 8年度	委託期間		自 令和 8年 4月 1日 至 令和 8年 11月 13日			
委託価格		一金 円				設計内容審査済		
委託費計		一金 円						

内 訳 表

街路樹マス中央地区

費 目	工 種	種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本委託費							
	除草及び清掃	9,692m ² ×3回/年	m ²	29,076			第1表参照
	低木刈込	5,040m ² ×1回/年	m ²	5,040			第2表参照
	低木刈込	277m ² ×2回/年	m ²	554			第2表参照
	低木刈込	803m ² ×3回/年	m ²	2,409			第2表参照
	安全費		式	1			第5表参照
	直接委託費						
	経費		式	1			
	委託価格						
	消費税及び 地方消費税の額		式	1			
	委託費計						

第 1 表 除草及び清掃

100m²当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽作業員		人				R03
普通トラック運転工	2t車 6時間実働	日				第3表参照
合計						
＊ ＊ 1m ² 当たり ＊ ＊						

※作業場所が点在している等作業条件が悪いため歩掛を割増ししている。

第 2 表 低木刈込

機械刈

100m²当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	1.20			T02
造園工		人				R01
普通作業員		人				R02
刈込機損料	1.2ps	日				M03
普通トラック運転工	2t	h				第4表参照
合計						
＊ ＊ 1m ² 当たり ＊ ＊						

※作業場所が点在している等作業条件が悪いため歩掛を割増ししている。

第 3 表

普通トラック運転工

2t車 6時間実働

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	23.40			T01
一般運転手		人				R04
普通トラック損料	2t	h				M01
* * 1日当たり * *						

第 4 表

普通トラック運転工

2t

1h当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	3.90			T01
一般運転手		人				R04
普通トラック損料	2t	h				M01
* * 1h当たり * *						

第 5 表 安全費

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員B		人				R08

街路樹マス除草及び低木刈込み委託(中央地区)仕様書

本委託は、設計書、標準年間管理計画表、契約書及び本仕様書によるものとする。

第1章 本委託業務の目的

＜第1条＞

本委託業務は、適宜措置を講ずることで、街路樹マス内を良好な状態に保つように維持管理し、快適な市民の生活に寄与することを目的とする。

第2章 作業場所

＜第2条＞

作業場所は松戸市中央地区(別添図面及び作業場所一覧表参照)とする。

第3章 作業内容

第1節 除草及び清掃

＜第3条＞

雑草の発生やゴミに起因する美観の阻害、犯罪や火災の発生、樹木などの生育阻害や病害虫の発生を防止し、街路樹景観の適切な維持に努めること。

＜第4条＞

除草

- ・街路樹マス内について実施し、根株を残さないよう人力で抜き取ること。
- ・市民団体等が管理する草花は抜き取らないこと。疑義がある場合は市担当者に確認すること。
- ・既存の樹木を傷めないように注意しながら作業を行うこと。
- ・除草跡はきれいに整地し、凸凹のないようにすること。

＜第5条＞

清掃とは、本委託業務の作業場所内において、ゴミ、吸殻などを取りこぼしのないよう集めることとする。

第2節 低木刈込

＜第6条＞

低木刈込は、車両の見通しの状況等留意したうえで行うこと。また、花木類の刈込については、花芽の分化時期に留意すること。

＜第7条＞

刈込にあたっては、一定の形状を維持するよう努めること。刈込高さについては原則 60cm とする。ただし、過剰な刈込により枯死する危険性がある場合や、現地の安全性を考慮し、視認性を確保しなければならない場合は市担当者と協議すること。

第3節 ゴミの処理

＜第8条＞

本委託業務により発生するゴミ(可燃ゴミ、せん定枝、草等)については分別を行い適正な処理をすること。また、処分費(税抜 16 円/kg)は別途支払うので、処分したゴミの計量伝票(重量記載)の写しを報告書と一緒に提出すること。

＜第9条＞

せん定枝や刈草等の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

＜第10条＞

ゴミ処分量は20, 800kg を予定数量とする。

第4章 その他

第1節 作業時間

＜第11条＞

作業時間は午前8時から午後5時までの間を基本とするが、市が認めた場合は変更することができる。

第2節 作業回数及び時期

<第12条>

1年間の作業回数及び時期は、標準年間管理計画表に従うこと。

第3節 安全対策

<第13条>

受託者は関係法規の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。近年、夏期が猛暑となることが多いことを鑑み、熱中症対策については特に留意すること。また、第三者に業務による損害を与えないよう十分な対策を講じること。

<第14条>

作業に従事する者は、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。

<第15条>

作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を与えた事故、または、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、受託者の責任において所要の措置を講じるとともに、事故の状況等を遅滞なく市担当者に報告すること。

第4節 作業報告

<第16条>

作業を実施する日は、必ず朝9時までに市担当課まで連絡し、当日の作業内容について報告し、必要に応じ指示を受けること。その後、現場の状況などにより、作業場所、作業内容、作業班の構成等に変更が生じる場合は、その都度市担当者に報告すること。また、作業終了時には、その日の作業状況について報告すること。

<第17条>

報告書の作成に当たっては、作業日毎に作業日報を作成し、また、各作業毎の作業前・中・後の写真帳を作成し、提出すること。

<第18条>

作業日報には以下のことを明記すること。

・委託名称

- ・作業日
- ・天気
- ・作業人数
- ・作業場所
- ・作業内容
- ・ゴミの処理(量、内容、搬出先)

第5節 記録写真

＜第19条＞

作業を行う際には、各作業場所毎(同一作業場所で複数の内容の作業を行う場合はそれらの作業内容毎)に、同一の構図で作業前・中・後の写真を撮影すること。

＜第20条＞

写真の撮影に際しては、以下に示す項目を黒板等に明記し、被写体とともに写し込むこと。

- ・委託名称
- ・作業場所
- ・作業内容
- ・撮影日、撮影時間
- ・作業進捗状況(作業前・中・後の種別)

また、撮影に際しては、各作業日毎に下記項目が写真によって確認できるよう留意すること。

- ・作業人員の配置状況
- ・作業中に使用した機材の使用状況
- ・ヘルメットや安全帯の着用等の安全対策
- ・交通誘導員を配置した場合、その配置状況

＜第21条＞

撮影した写真は電子媒体または紙媒体で当該委託の翌年度末まで整備・保管しておくこと。

第6節 休日の作業

＜第22条＞

原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は作業を実施しないものとする。ただし市が必要と認めた場合はこの限りではない。

第7節 関係法規の遵守

<第23条>

受託者は業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

第8節 疑義の解決

<第24条>

受託者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合は発注者と協議をすること。

第9節 地元住民の対応

<第25条>

受託者は、業務に関し、地元住民等から要望などがあつたとき、または交渉を要するときには、遅滞なく市担当者に報告し、指示を受けること。

第10節 本仕様書に記載のない事項

<第26条>

本仕様書に定めのない事項は市担当者の指示によるものとする。

標準年間管理計画表(街路樹マス中央地区)

[illegible]

街路樹マス除草及び低木刈込み委託(中央地区)作業箇所一覧表

NO.	樹 種	下 木	主な場所	路線番号	地区	刈込回数	備考
42	マテバシイ	オオムラサキツツジ	松戸新田～紙敷	主1-23	中央	1	
43	クスノキ	オオムラサキツツジ	日暮(八柱駅前)	主2-46	中央	1	
44	オオシマザクラ		常盤平西窪町	主2-39	中央		
45	ソメイヨシノ		常盤平	主2-39	中央		
46	ユリノキ		常盤平	主1-19	中央		
47	サルスベリ		常盤平	主1-19, 4地区264	中央		
48	ケヤキ	オオムラサキツツジ (一部アベリア)	常盤平	主1-18	中央	1	ロータリー外周の植栽マスを含む
49	ハナミズキ		常盤平西窪町	主2-40	中央		
50	ヤマモモ		常盤平柳町	4地区219,214	中央		
51	アメリカフウ		常盤平柳町	主2-41	中央		
52	トウカエデ		常盤平松葉町	主2-42	中央		
53	クスノキ	オオムラサキツツジ	常盤平陣屋前	主1-10	中央	1	さくら通りへの接続道のオオムラサキツツジ含む
55	ケヤキ	アベリア	牧の原小学校前	主2-36	中央	2	
56	ケヤキ		日暮～牧の原	主2-77	中央		
57	エンジュ	アベリア オオムラサキツツジ/サツキ	牧の原	主2-77	中央	3 1	宅地側植栽地(オオムラサキツツジ、サツキ)含む
58	クスノキ キンモクセイ	アベリア	日暮	7地区2,5,18 5地区364	中央	2	
59	ケヤキ		八柱霊園参道	主2-33	中央		市道部分のみ。霊園正門前の一段高い緑地含む
60	イチョウ	ネズミモチ サツキ	牧の原	主2-35	中央	1	R7年度 ネズミモチ3回→1回に
65	イチョウ		松飛台	4地区320,324	中央		東側の円形植栽地含む
66	トウカエデ	オオムラサキツツジ	松飛台	主2-29	中央	1	
81	ケヤキ		第四中学校横	4地区282	中央		
90	ハナミズキ	オオムラサキツツジ	河原塚	主1-35	中央	1	
92		オオムラサキツツジ	常盤平コミュニティー道路	4地区67,84,91	中央	1	

松戸市 街路樹配置図



NO.	樹 種	低木	NO.	樹 種	低木
61	クスノキ	オオ	81	ケヤキ	
62	ヤマモモ	オオ	82	マテバシイ	オオ
63	クスノキ	オオ			
64	ソメイヨシノ		84	ソメイヨシノ	サツ
65	イチヨウ		85	ハナミズキ	サツ
66	トウカエデ	オオ	86	ハナミズキ	オオ
67	アメリカフウ	オオ	87	ハナミズキ	サツ
68	ソメイヨシノ	オオ	88	トチノキ	アベ
69	トウカエデ	オオ	89	ハナミズキ	サツ
70	トウカエデ	オオ	90	ハナミズキ	オオ
71		ドウ	91		ドウ
72		ドウ	92		オオ
73		ドウ・ハク	93	アキニレ	オオ
74	ハナミズキ		94	ハナミズキ	
75	トチノキ, ハナミズキ	オオ	95		ユキ他
76	ユリノキ		96	ハナミズキ	ドウ・オオ
77	ニセアカシア, ハナミズキ				
78	ニセアカシア, ハナミズキ				
79	ケヤキ	オオ	99		オオ
80	ケヤキ	オオ	100		ヒラド

NO.	樹 種	低木	NO.	樹 種	低木	NO.	樹 種	低木	NO.	樹 種	低木
1	トチノキ		16	クスノキ	オオ	31	アメリカフウ	サツ	46	ユリノキ	
2	アンス		17	ソメイヨシノ		32	ヤマモモ	サツ	47	サルスベリ	
3	マテバシイ	オオ	18	イチヨウ		33	プラタナス	オオ	48	ケヤキ	オオ
4	ケヤキ	オオ	19	ニセアカシア	オオ	34		オオ	49	ハナミズキ	
5	ケヤキ	オオ	20	サトザクラ		35	キョウチクトウ	シャ	50	ヤマモモ	
6	ソメイヨシノ		21	ケヤキ	ドウ・オオ	36	コブシ, サルスベリ	オオ	51	アメリカフウ	
7	トウカエデ		22	タイワンフウ		37	トチノキ	オオ	52	トウカエデ	
8	ケヤキ		23	ソメイヨシノ		38	ナンキンハゼ	ハマ	53	クスノキ	オオ
9	アメリカフウ		24	アメリカフウ		39	ナンキンハゼ	ハマ			
10	トチノキ	オオ	25	ソメイヨシノ		40	キョウチクトウ	オオ・ウバ	55	ケヤキ	アベ
11	エンジュ, カツラ		26	アメリカフウ	サツ				56	ケヤキ	
12	ユリノキ	オオ	27	トウカエデ	オオ	42	マテバシイ	オオ	57	エンジュ	アベ
13	マテバシイ	オオ	28	イチヨウ		43	クスノキ	オオ	58	クスノキ, キンモクセイ	アベ
14	マテバシイ	オオ	29	イチヨウ	オオ	44	オオシマザクラ		59	ケヤキ	
15	イチヨウ	オオ	30	トチノキ		45	ソメイヨシノ		60	イチヨウ	ネス

低木 アベ:アヘリア ウバ:ウバメガシ オオ:オオムラサキツツシ サツ:サツキツツシ シャ:シャリンバイ ドウ:ドウダンツツシ ハク:ハクチョウケ ハマ:ハマヒサカキ ネス:ネスモチ ユキ:ユキヤナギ レン:レンギョウ ヒラド:ヒラドツツシ